

杉並区教育ビジョン2022

みんなのしあわせを創る杉並の教育

杉並区教育委員会



目次

教育ビジョン2022の策定について	4
(1) 策定趣旨	4
(2) 教育を取り巻く環境の変化	5
(3) 策定にあたっての基本的な考え方	6
(4) 計画の位置付け	7
I 私たちが大切にしたい教育	8
II 一人ひとりが教育の当事者として心がける視点	10
III 教育行政の取組の方向性	13
参考資料	
1 「杉並区教育ビジョン2022」策定過程で寄せられた区民の声	
(1) 「すぎなみ教育シンポジウム2020」実施結果	14
(2) 区民アンケート実施結果	16
2 杉並区教育振興基本計画審議会委員名簿	19
3 「杉並区教育ビジョン2022」の策定経過	20
4 杉並区教育振興基本計画審議会条例	21
5 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則	22



杉並区教育ビジョン2022

～区民と区にとっての杉並の教育の基本的な考え方～

私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る 杉並の教育

『みんなが共に教育を創る』=子どもも大人もすべての人が教育の当事者

共に尊重し、大切にしたいこと

学び合い、信頼をつくり、
共に生きる

ちがいを認め合い、
自分らしく生きる

誰もが社会の
創り手として生きる

一人ひとりが教育の当事者として心がける視点

1

子どもの
思いを
尊重する

2

ちがいを
受け
入れる

3

対話を
大切に
する

4

学びの
成果を
贈り合う

5

社会を創る
当事者として
考える

学び合い

教え合い

かかわり合う

教育行政の取組の方向性

「人生100年時代」を
自分らしく
いきいきと生きるための
学びを支援する

学びを通して
誰一人取り残されない
社会を実現するための
条件と環境を整える

教育の当事者が増え、
学びの成果の
贈り合いが広がるよう
支援する



「教育ビジョン2022」の策定について

(1) 策定趣旨

教育委員会では、平成24年(2012年)に「杉並区教育ビジョン2012」を策定し、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現を目指してきました。このビジョンのもと、生涯にわたり誰もが共に学び支え合い、明日の杉並を創り出せるよう、学校(園)や教育行政関係者のみならず、多くの保護者や地域住民が学校の運営に参画し、学校を支援し、地域に子どもの学びの場を創る区民の輪を広げる努力を重ねて、今日に至っています。

このたび、令和3年度(2021年度)に「教育ビジョン2012」が終期を迎え、また、区の新たな基本構想が策定されることを受け、教育委員会では、令和4年度(2022年度)から概ね10年程度を期間とする「教育ビジョン2022」を策定することとしました。

策定にあたっては、「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置し、多様な立場で教育にかかわる区民や学識経験者等の参画を得て、審議を進めました。



(2) 教育を取り巻く環境の変化

今日、我が国における教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。少子高齢化の急速な進展や急激な人口減少は、これまでの拡大や成長を基調とした社会観を覆しつつあります。また、家族の形や働き方が変化し、人々の価値観や生活が多様化していることに加え、孤立や格差の問題も顕在化しています。

一方、長寿化に伴う「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。私たちは、100年という長い人生をいきいきと自分らしく生きていくために何をなすべきかが問われています。

加えて、今後、ますますグローバル化が進展し、「超スマート社会(Society5.0)」の実現に向けた技術革新が急速に進む中であっては、人間が人工の知(AI)を使いこなすとともに、世界の人々がこれまで以上に尊重し合い、対話や議論を重ねて、新たな価値を創り出していくことが必要です。

温暖化に象徴される地球規模の気候変動への対応も喫緊の課題です。令和2年(2020年)には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中の人々が想像を超える厳しい状況に置かれました。こうした人類共通の課題と向かい合ったとき、私たちは、国や文化、世代を超えて協力することや、自然環境との調和のとおり方について、深く問われることとなりました。

こうした課題への国際的な取組の一つとして、国連は、令和12年(2030年)までの行動計画において「誰一人取り残さない」ことを誓い、「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めています。

私たちには、これらの課題を自分ごととして受け止めるために、互いに手を携えて、学び合い、支え合う教育を通して、社会を創り、担う当事者となっていくことが求められています。



(3) 策定にあたっての基本的な考え方

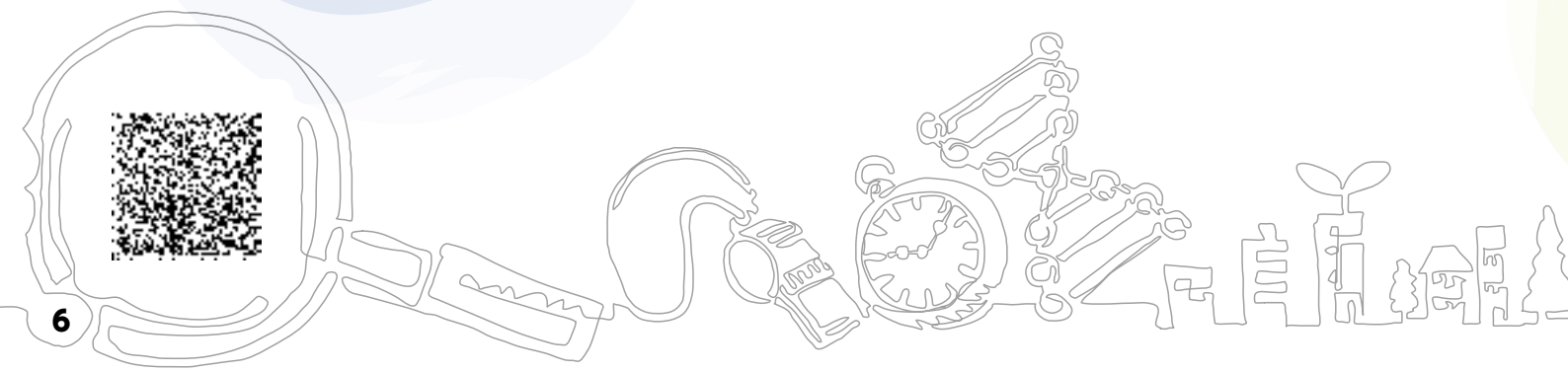
「教育ビジョン2022」の策定にあたっては、区民の声を反映させるための取組として、これからの杉並の教育を考えるシンポジウムや区民アンケートを実施し、多くの区民、特に子どもたちの声を聴き取りました。シンポジウムにおいては、参加者がこれからの社会を想像しつつ教育の未来を語り合い、区民アンケートでは、子どもたちから「みんな楽しくしあわせに暮らすまちになってほしい」「みんながやさしいまちになってほしい」など、それぞれが思い描く未来に向けた言葉とともに、「ほかの人のために自分から行動できる大人になりたい」「いろいろな意見を受け入れられる大人になりたい」といった言葉が寄せられました。

これらの言葉から、「教育ビジョン2012」に掲げた「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の理念のもと、子どもたちが社会の担い手として確実に育っていることを感じました。この理念は杉並の教育の根幹をなす揺るぎないものであり、これからも時代を超えて大切にしていける基盤となるものです。

多様性

社会的
共生

さまざまな
権利



加えて、私たちには、社会の大きな変化を受け止め、新しい教育のあり方を考えることが求められています。そのためには、一人ひとりが自分らしく生きるという、人としての尊厳を尊重するとともに、多様性(ダイバーシティ)と社会的共生(ソーシャルインクルージョン)を基本に据える必要があります。またこの時、私たちが忘れてはならないのが、さまざまな人々の権利に関する国際的な議論の動向やその精神、そしてSDGsの考え方です。

尊厳の
尊重

一方で、今日のような社会の転換期にあつては、明確な将来像を描くことは困難になっています。教育行政においてもこれまでのような10年後の社会を見据えたあるべき姿を描くことは難しく、さまざまな変化や脅威そして時代の要請にしなやかに対応していくことが大切です。

「教育ビジョン2022」は、こうした背景・趣旨のもとに、これまでのような目指す人間像を定めるのではなく、区民誰もがこれからの時代を自分らしく生きるために必要となる「私たちが大切にしたい教育」を掲げ、その教育を自分ごととして担うための「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を示し、さらにそれを支える「教育行政の取組の方向性」を明確にするものとして策定しました。

(4) 計画の位置付け

「教育ビジョン2022」は、教育基本法に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置付けます。また、「人生100年時代」を、区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、杉並の教育の基本的な考え方を示したものでもあります。

なお、教育行政の具体的な取組については、この「教育ビジョン2022」に基づき、行動計画となる「教育ビジョン2022推進計画」を策定し、教育環境の着実な整備等の施策を進めていきます。

SDGs
の考え方



I

私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育

人は誰もが、しあわせになりたいという願いをもっています。

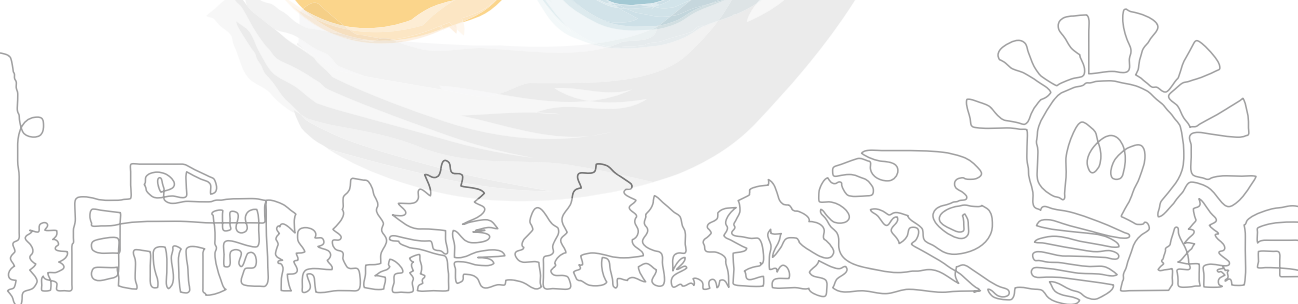
自分が描いた夢や目標に向かって努力し続けることや、そこで得た成果を他者と共有したり、「ありがとう」という言葉を通して誰かの役に立っていることを実感したりすることによって、人は生きがいを感じ、そうした過程そのものが一人ひとりのしあわせとつながっています。区民アンケートにおいて、子どもたちから最も多く寄せられた「うれしくてがんばろうと思える一言」は「ありがとう」でした。

誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、将来を見通しにくい社会の中で、みんなのしあわせを創るためには、一人ひとりが当事者として共に認め合いながら、協力して社会を創り、担うこと、そして、それを支える教育が大切です。

そのためには、誰もが等しく学びの機会を得られる「すべての人に教育を」(Education for All)という基礎の上に、共に学び合い、教え合い、かわり合って、新たな価値を創り出していくための「みんなが共に教育を創る」(Education by All)という考え方が欠かせません。

こうした観点から、私たちが大切にしたい教育として「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を掲げます。

そして、誰もが教育の当事者となるうえで、共に尊重し、大切にしたいことは次の3つであると考えます。



学び合い、信頼をつくり、共に生きる

一人ひとりの学びは、さまざまなことを不思議に思う気持ちや好奇心などの「センス・オブ・ワンダー」から始まります。学ぶことへのわくわくした気持ちや楽しさ、探究心を大切にして深めた学びは、学び合い、教え合うことの出発点にもなります。

学んだ成果を教え合うときには、国籍、年齢、性別・ジェンダー、障害の有無等によるちがいや特性にかかわらず、対等な関係の中で対話的なかわりを持てることが大切です。このようなかわりを前提とした学び合いを通じて、身の回りにいる人たちを思いやり、理解し合うことにより、互いの信頼が生まれ、教え合う関係がより確かなものになっていきます。

学び合い、教え合いの中で、多様で新たな学びのつながりが生まれることにより、対話的な学びの楽しさが一人ひとりの主体的な学びをさらに促し、「人生100年時代」をいきいきと学び続ける力を育み、信頼をつくり、共に生きることへとつながっていきます。

ちがいを認め合い、自分らしく生きる

多様化する社会の中で、誰もが自分の個性を大切に、自分らしく生きるためには、あらゆる他者を固有の尊厳を持つ存在として互いに尊重し合うことが必要です。

共に生きる他者の個性に気付く感性を養い、人々の多様性を知り、自分とのちがいを認め合う関係をつくることで、自尊心が高まり、尊重し合い、支え合う気持ちを育むことへとつながっていきます。

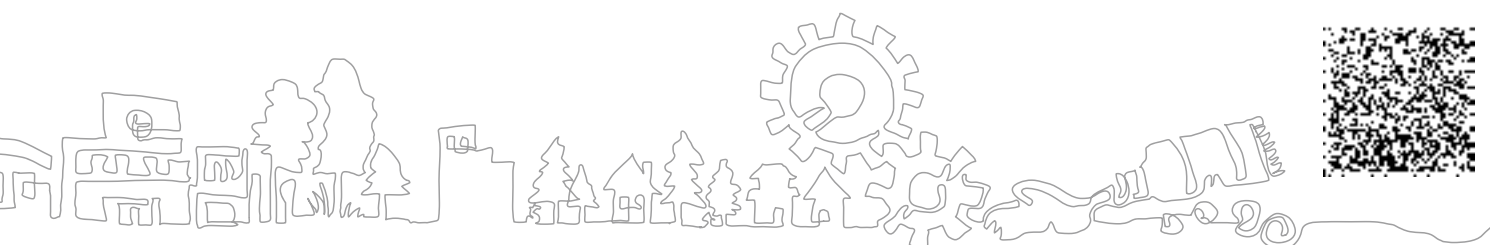
その積み重ねが、多様な背景を持つ人々が交流し、思いをおくり合い、自分らしくよりよく生きていこうという意識や積極性へとつながり、生きる喜びを確かなものにしていきます。

誰もが社会の創り手として生きる

私たちが生きていくこれからの社会は、子どもを含めた誰もが、よりよい社会とは何かを考え、みんなのしあわせを願いながら、共に創り、担っていくことが求められます。

子どもたちから寄せられた「みんなが納得できる学校をつくりたい」「自分の考えを誰とでも言い合える世界でありたい」といった言葉からは、思いや考えを出し合いながら地域や社会を創るやりとりを活発にしていくことへの希望や期待が伝わってきます。

誰もが教育の当事者であり、学びを通して、自分らしく生きるための力を育むとともに、持続可能な社会の創り手となっていきます。さらに、みんなが学び合い、教え合い、支え合うことで、共に夢をつむぎ出し、誰もがしあわせに生きることのできる社会の創り手として生きることへとつながっていきます。



Ⅱ 一人ひとりが教育の当事者として心がける視点

「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けるために、子どもも大人もすべての人が、生涯にわたって、学び合い、教え合い、かかわり合う教育の当事者として、以下の5つを日常的に心がけることが大切です。

1. 子どもの思いを尊重する

私たちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、それぞれ自分の思いを持っています。

特に、子どもに対しては、大人が子どもの思いに寄り添う関係や、子どもが大人に思いを受け止めてもらえるという安心感を得られる環境をつくることが大切です。

子どもは自分の思いを伝え、受け止めてもらえる中での学びを通して、自己肯定感が高まり、主体性や探究心が育まれます。また、地域みんなが子どもの成長を見守り続けることにより、子どもには共に生きる社会の一員としての意識が芽生えていきます。大人にとっては、こうした子どもへのかかわりを通して、次代に対する責任感を一層高める機会となります。

2. ちがいを受け入れる

自分にとって当たり前であることが、必ずしも他者にとっても当たり前であるとは限りません。

私たちは、他者への想像力を働かせて、自分とは異なる思いや考えがあることに思いをめぐらせることによって、さまざまなちがいや特性を越えて、互いに認め合い、受け入れ合うことが大切です。

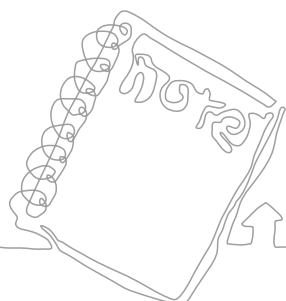
ちがいを受け入れる経験を重ねることで、社会はちがいの認め合いと受け入れ合いの中で成り立ち、自分の居場所がそこにあるという気付きや安心感に支えられ、互いに尊重し合う関係づくりへの一歩を踏み出すことにもつながります。

3. 対話を大切にする

私たちは、他者との対話やかかわり合いを通して、自らの学びを深めることや一人では乗り越えられない課題を解決するとともに、さらに新しいことを生み出していくことができます。

対話を通して学び合い、共にわくわくする経験や、他者と折り合いをつけて接点を見つけるなどの経験を、あらゆる場で、あらゆる機会に重ねていくことが大切です。

互いの考えや意見を対等な関係の中で対話的に語り合い、それを重ねていくことで、私たちは共に新たな気付きを得ていきます。そして、自らの学びが深まったという実感や、一人で抱えるには困難な課題の解決につながったという達成感は、他者や社会への信頼感を高めていくことにもつながります。



4. 学びの成果を贈り合う

私たちは、みんなと共に生きています。学びの成果を自分の中だけにとどめることなく、他者と互いに教え合うことにより、共に支え合い、新たな価値を創り出していくことができます。

また、自らの学びの成果を誰かのために生かしたり役立てたりすることは、新たな喜びを生み、豊かな人生へとつながっていきます。そして、私たち一人ひとりが学びと創造の当事者であることを自覚し、社会の担い手となっていきます。

こうした学びの成果を贈り合う、教え合いの連鎖が広がることによって、人がつながり、誰一人取り残すことのない社会を築いていくことにつながります。

5. 社会を創る当事者として考える

私たちがしあわせな社会を創るためには、それぞれの思いを共に実現する学び合いの当事者となり、「みんなが共に教育を創る」(Education by All)ことが大切です。

社会におけるさまざまな課題を自分ごととして考えて行動することや、その時にできる挑戦を積み重ねていくことによって、一人ひとりの学びは、好奇心と喜びに満ち、新たな可能性が広がり、社会とのつながりのなかで一層豊かなものになっていきます。

区民アンケートにおいて、まちの好きなところとして「みんながやさしくて声をかけてくれるところ」と回答した子どもからは、10年後のまちで「自分も同じように子どもたちに親切にしたい」という声が聞かれるなど、子どもたちのまちや次代に対する思いが伝わってきます。

一人ひとりの学びが社会とつながることによって、誰もが社会の当事者としての役割を果たしていることを実感し、みんなのしあわせを創り出していくことにつながっていきます。

私たちは、「すべての人に教育を」(Education for All)という考え方の上に、「みんなが共に教育を創る」(Education by All) 当事者となり、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けることによって、誰もが自分らしく生きることができる「みんなが創るまち」(City by All)の実現につなげていきます。



1

子どもの
思いを
尊重する

3

対話を
大切に
する

5

社会を創る
当事者として
考える

みんなの
しあわせを創る
杉並の教育

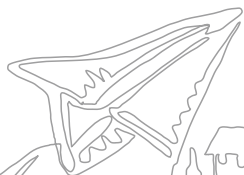
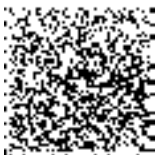
学び合い、信頼をつくり、共に生きる
ちがいを認め合い、自分らしく生きる
誰もが社会の創り手として生きる

2

ちがいを
受け
入れる

4

学びの
成果を
贈り合う



III 教育行政の取組の方向性

教育委員会は、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を大切にして、次の基本的な施策を実施します。

教育委員会では、この10年「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を掲げて、家庭・地域・学校(園)の協力のもと、誰もが当事者として教育にかかわる環境づくりを進めてきました。

こうして築き上げてきた杉並の教育を土台としつつ、子どもたちを含むすべての区民が「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を持って、学び合い、教え合い、かかわり合って、教育の当事者が増えることにより、私たちが大切にしたい「みんなのしあわせを創る杉並の教育」も共有され、実践され、豊かに育てられていくものと考えます。

そのために、教育委員会は、行動計画となる「教育ビジョン2022推進計画」を策定し、教育施策の担い手にとどまることなく、区の基本構想に掲げた「共に認め合い、みんなでつくる学びのまち」の実現に向け、「『人生100年時代』を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する」ことや「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」という視点に立って、一人ひとりの主体的な実践を後押ししていきます。

主な取組として、家庭・地域・学校(園)の協働をより一層充実させるとともに、学び続ける力を育む学校教育を推進します。また、生涯にわたり誰もが学び合うことができるよう、身近な学校や社会教育施設を豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、これまで以上に活用していきます。さらに、対面による学びの良さを生かしつつ、ICTの効果的な活用を図り、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えます。

また、「教育ビジョン2022推進計画」の取組を進めていくにあたっては、教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう、適宜振り返り、柔軟に見直しを行います。そして、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」が豊かに育つよう、教育行政を推進していきます。



1 「杉並区教育ビジョン2022」策定過程で寄せられた区民の声

(1) 「すぎなみ教育シンポジウム2020」実施結果

遠いようで近い10年後の未来に向けて、子ども・大人が何を大切に何を学ぶのか、これからの杉並の教育で大切にしたいことについて、参加者の皆さんと一緒に考えました。

- 開催日 令和2年12月12日(土)
- 会場 高円寺学園
- 参加者 186人(会場96人、オンライン90人)
- テーマ みんなで話そう! 考えよう! これから10年の杉並の教育

第1部 パネルディスカッション

第2部 グループワーク

- テーマ1 10年後、どのようなまちにしたいですか
- テーマ2 子どもたちにどんなことを学んでほしいですか
- テーマ3 もしあなたが校長先生だったら、どんな学校をつくりたいですか

テーマ

1

10年後、
どのようなまちに
したいですか

メンチメーター※を用いて、
テーマごとに

これからの
杉並の教育で
大切にしたい
キーワード

を集約

子どもの笑顔

人のつながりが強い

人のつながり

共に考え分かち合うまち

人任せにしない!

やりながら考える

健康 つながり

人間力

地域共生社会

コミュニケーション

校庭に櫓を組み、祭りのできる町

オヤジの会が地域行事なら関わる町

声かけ

各校のよい土曜授業に区内の誰もが参加できる

教員がもっと地域の方の声を聞く場を

やってみる
地域の

温かい地域

緑豊かな街

子どもの安全なまち

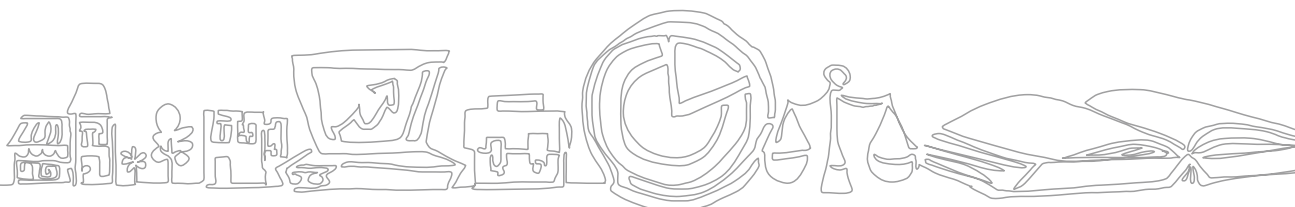
学びのまち杉並

思いっぴきでやる

発想を妨げない

輪と和を大事に

※メンチメーター：回答内容について、リアルタイムで集計・確認できる意見集約の方法。回答数が多い単語ほど、文字が大きく表示される。



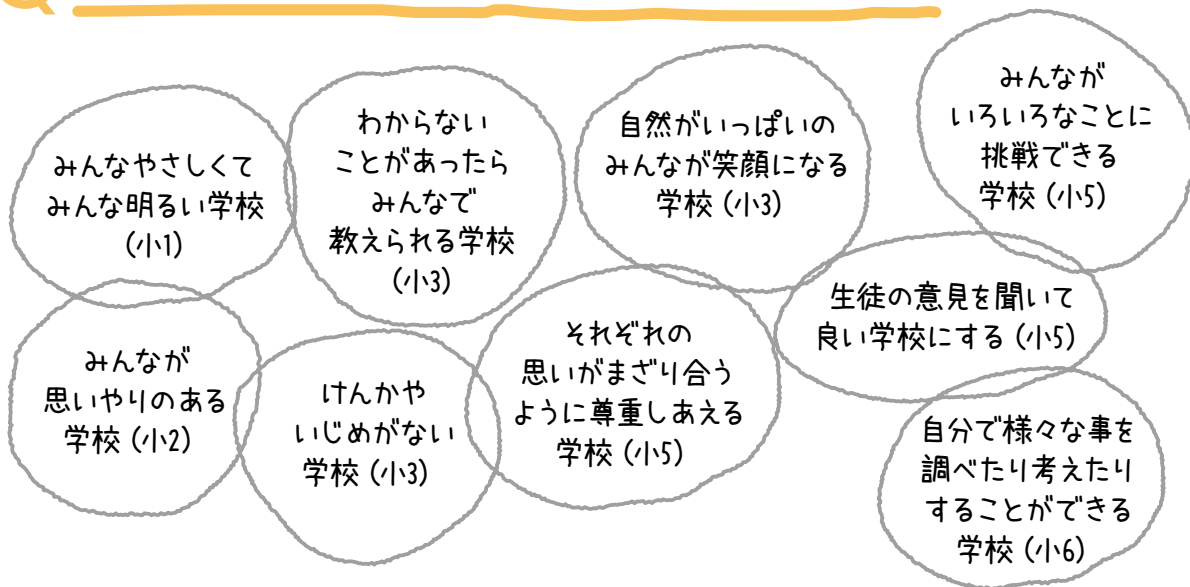
(2) 区民アンケート実施結果

これからの杉並の教育について、子どもから大人までたくさんの方のご意見やアイデアを聴かせていただきました。

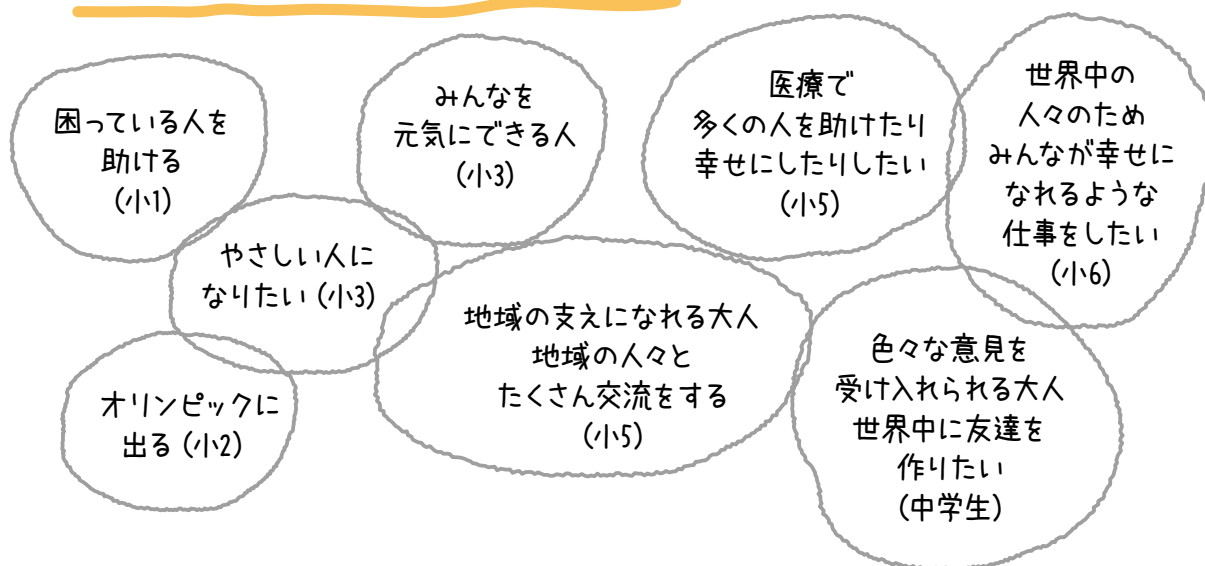
- 実施期間 令和2年12月4日～令和3年3月19日
- 回答数 578件 (学生459件・大人119件)
 学生(459件)の内訳
 小学生449件・中学生7件・学生(高校・高専)1件
 学生(大学・短大・専門学校)1件・年代回答なし1件

回答者 子ども (学生)

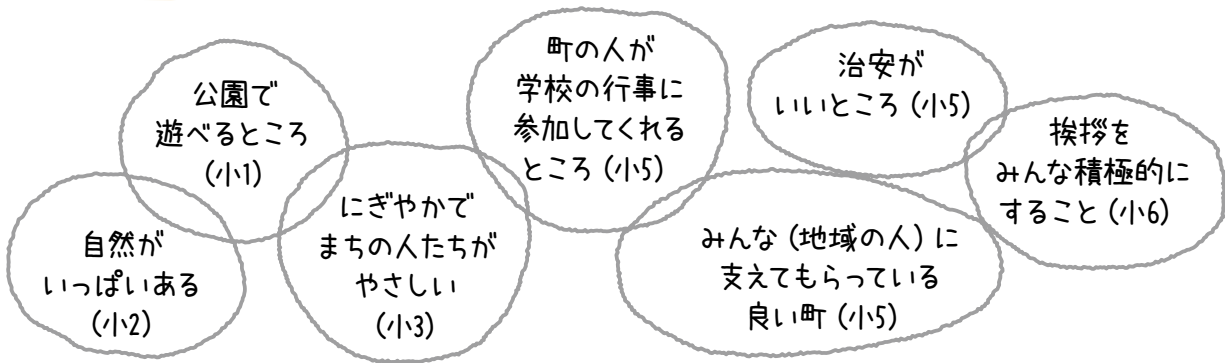
Q もしあなたが校長先生だったら、どんな学校をつくりたいですか



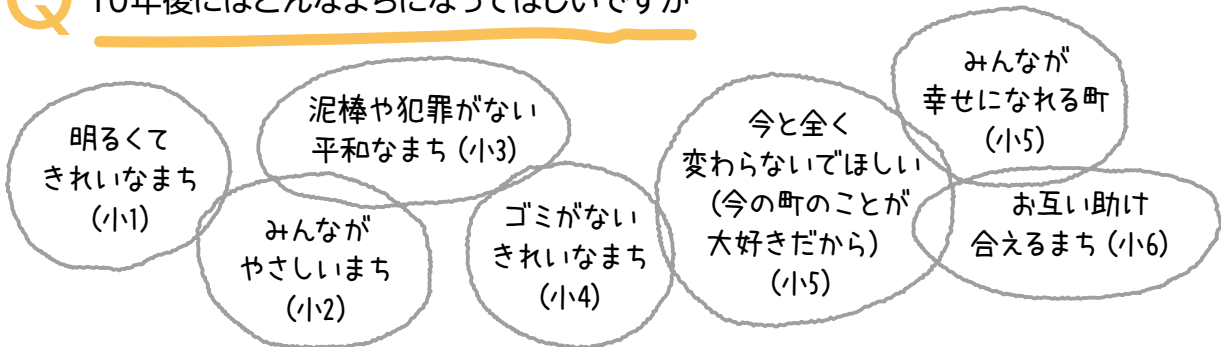
Q あなたはどんな大人になりたいですか または、大人になってやりたいことは何ですか



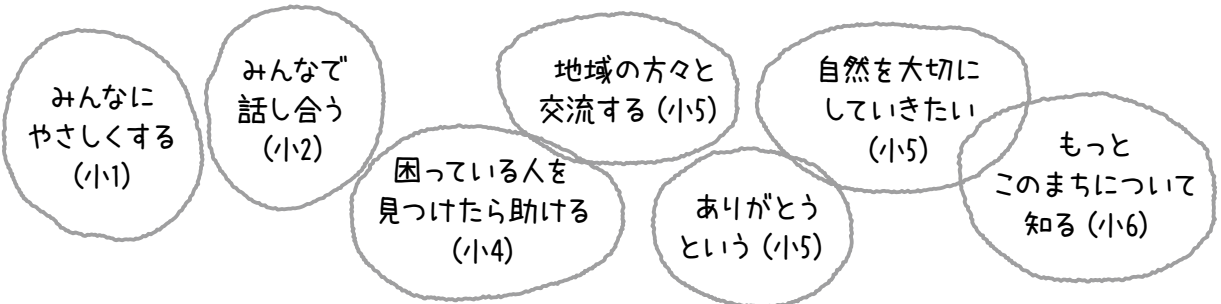
Q 自分が住んでいるまちのどんなところが好きですか



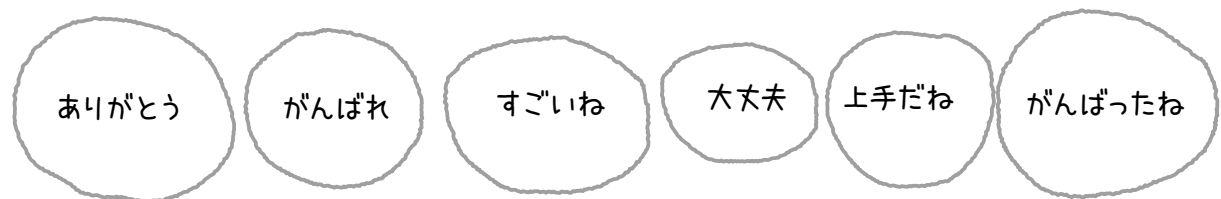
Q 10年後にはどんなまちになってほしいですか



Q あなたが望む10年後のまちが実現するために、あなたができることやがんばろうと思うことは何ですか



Q あなたが人から言われて、うれしくてがんばろうと思える一言は何ですか



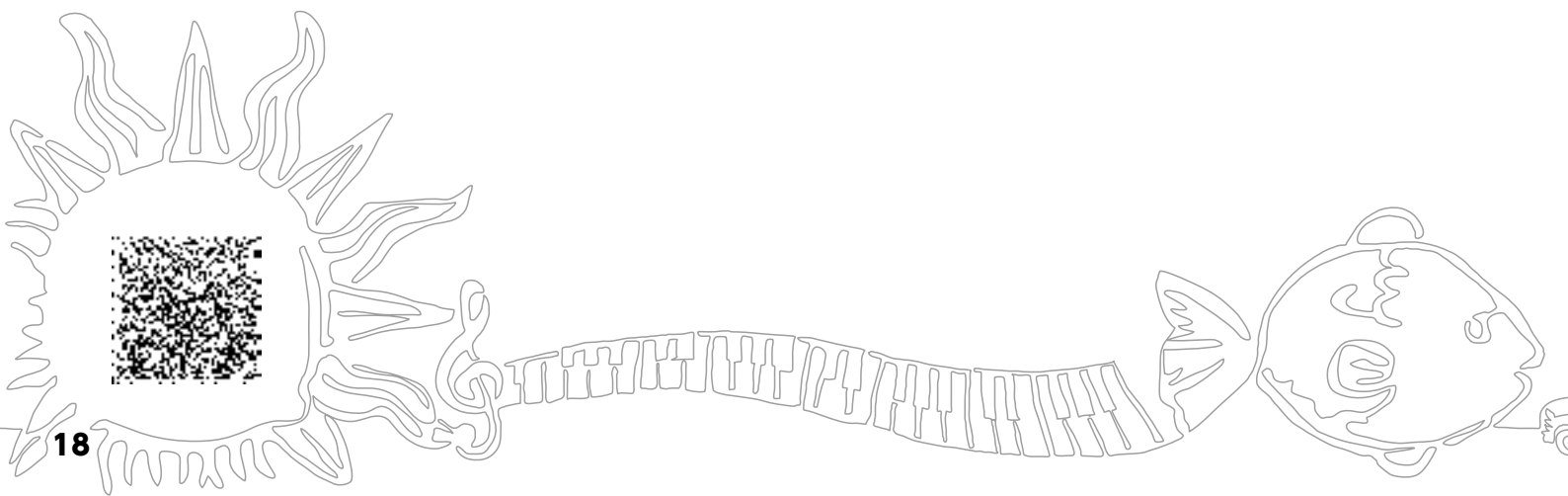
回答者 大人

Q 10年後、どのようなまちにしたいですか。
そのために、あなたができることは何ですか

- 皆が笑顔で
過ごせるまち
相手を思いやること
譲り合う気持ちを
大切にしたい
- 子どもや
子育て家庭を
孤立させない
まちにしたい
- 顔見知りが多くいて
お互いを気遣える
関係が多いと
いいなと
思う
- 同じまちに
住む人たちが
お互いに声を掛け合い
顔見知りにな
るようなまち
- 安全で
安心して
暮らして
いけるまち
- 近所の親とか子どもが
挨拶ができるまち
そのために
自分たちから声をかける
- 人とのかわりがあたたかい
まちであり続けてほしい
自分も積極的に地域と関わり
その活動を途切れさせない
- 子どもが成長しても
戻ってきたいと思えるまち
様々な人と関わって
ネットワークを持っておく

Q 子どもたちのために、自分ならこんなことができる、
というご意見をお聞かせください

- 子育てが落ち着いたら
子育て世代に
手を差し伸べられる
おじさんおばさんにな
れたらと思う
- 学校支援本部や
CSの一員として
子どもたち目線で
必要なことを手助けする
- 自ら挨拶を
進んで行い
話しかけて
いきたい
- 子どもの
安全を守るために
日々のパトロール
- 地域の人が
顔見知りになれる
きっかけになれる
場を開くこと
- 子どもの発想を
生かしながら
遊びや学習を支援する
- 子どもたちの声を聞くことは大切であると思う
地域との関わりを深めることや、大人と子どもが
対話することで見えてくることも多いので
そのような機会を創っていく



2 杉並区教育振興基本計画審議会委員名簿

区民【2名】

氏名	所属等 (委嘱時)	備考
大津 真一	公募	
加藤 智子	公募	

学校教育及び社会教育の関係者【6名】

氏名	所属等 (委嘱時)	備考
片山 真理子	杉並区立小学校PTA連合協議会会長	
小早川 康子	杉並区立中学校PTA協議会会長	
渋谷 正宏	杉並区立富士見丘中学校校長	
西山 雅俊	杉並区立桃井第四小学校 学校運営協議会会長	
増田 由巳子	杉並区青少年委員協議会会長	
松野 泰一	杉並区立天沼小学校校長	

学識経験者【5名】

氏名	所属等 (委嘱時)	備考
大竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科教授	
河邊 貴子	聖心女子大学現代教養学部教育学科教授	
小国 喜弘	東京大学大学院教育学研究科教授	副会長
牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授	会長
松浦 隆太郎	東京学芸大学特別支援教育特別専攻科講師	

※敬称略。各区分とも五十音順に記載。



3 「杉並区教育ビジョン2022」の策定経過

(1) 杉並区教育振興基本計画審議会

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月29日	委員委嘱、会長互選、副会長指名、教育委員会による諮問、意見交換
第2回	令和2年12月24日	意見交換
第3回	令和3年 1月25日	意見交換
第4回	令和3年 3月29日	新教育ビジョン構成案・骨子案について
第5回	令和3年 4月23日	新教育ビジョン骨子について
第6回	令和3年 5月27日	新教育ビジョン(原案)について
第7回	令和3年 6月25日	新教育ビジョン答申(案)について、審議会答申

(2) 教育委員会

区分	開催日	主な議事
議案	令和2年 1月17日	新教育ビジョンの策定方針について
議案	令和2年 2月29日	杉並区教育振興基本計画審議会条例
議案	令和2年 6月24日	杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則
報告	令和2年 7月13日	杉並区教育振興基本計画審議会区民委員の公募について
議案	令和2年10月14日	杉並区教育振興基本計画審議会委員の委嘱について
報告	令和2年10月14日	杉並区教育振興基本計画審議会区民委員の公募結果及び審議会の審議スケジュール等について
報告	令和2年11月11日	第1回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年 1月13日	第2回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年 2月 8日	第3回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年 4月14日	第4回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年 5月14日	第5回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年 6月 7日	第6回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年 7月14日	第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
議案	令和3年 7月14日	「杉並区教育ビジョン2022(案)」の策定について
議案	令和3年11月10日	「杉並区教育ビジョン2022」の策定について

(3) 区民等の意見提出手続

意見提出期間：令和3年8月1日～令和3年8月31日 意見提出件数：28件 延べ79項目



4 杉並区教育振興基本計画審議会条例

令和2年3月16日
令和2年杉並区条例第15号

(設置)

第1条 杉並区の教育振興基本計画(教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により定めるものをいう。次条において同じ。)を策定するため、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、杉並区教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、杉並区の教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 区民 2人以内
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内
- (3) 学識経験者 5人以内

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日(以下「答申日」という。)までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、杉並区教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部杉並区教育振興基本計画審議会の項を削る。



5 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則

令和2年6月24日
令和2年杉並区教育委員会規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例(令和2年杉並区条例第15号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
 - (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
 - (3) 傍聴人の数
 - (4) 会議資料の名称
 - (5) 会議の次第
 - (6) 会議の結果
 - (7) 会議に出席した者の主要な発言
 - (8) その他会長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

(庶務)

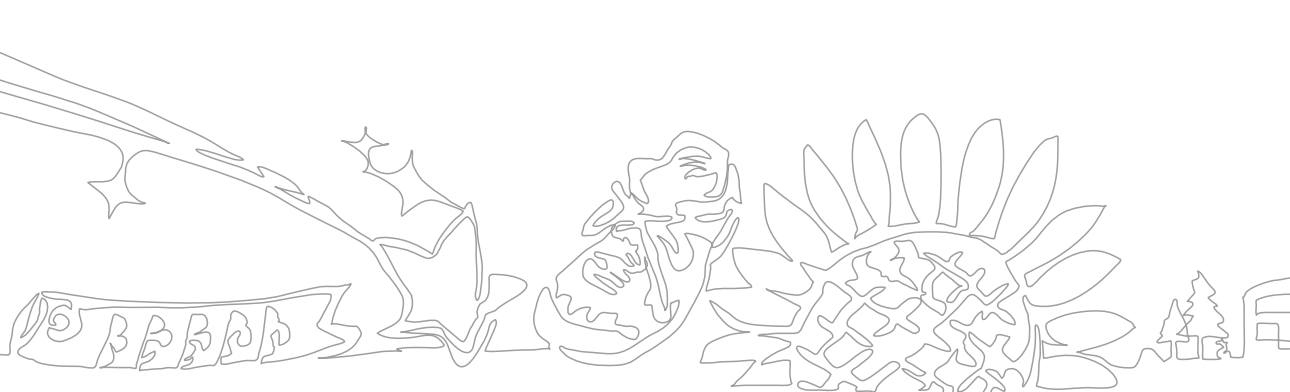
第4条 杉並区教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例第2条第1項の規定による答申が行われた日の翌日に、その効力を失う。



杉並区教育ビジョン2022

令和4年(2022年)3月発行

登録印刷物番号

03-0106

編集・発行 杉並区教育委員会事務局庶務課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03) 3312-2111 (代表)

杉並区教育委員会のホームページでご覧になれます。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/>

この冊子の各ページには音声コード Uni-Voiceが印刷されています。スマートフォンのアプリ等を利用して、音声で掲載内容を聞くことができます。また、文字数に制限があるため、本文の記述を一部省略して読み上げる場合があります。なお、位置をわかりやすくするために、ページの端に切り欠きを入れています。



